

入札参加資格等特記事項

1 入札に参加しようとする者（入札参加希望者）の事業者形態等

- (1) 入札参加希望者の形態は、単体事業者の他、複数の事業者を含む共同体等（共同企業体又はコンソーシアムをいう。）とする。
- (2) 共同体等について
 - ① 共同体等の結成は任意によるものとし、入札時において協定等の締結がなされていなければならないものとする。（落札候補者は、入札後に内訳書の提出とともに協定書の写しを提出すること。）
 - ② 共同体等は代表事業者（代表者）を定めなければならないものとする。
 - ③ 共同体等の代表者は解散後であっても、本業務の成果等に関して、市から要請等があった場合は適切に対応しなければならないものとする。
 - ④ 共同体等として定めた名称は、原則として全ての手続き（入札手続きをはじめ、全ての書類の作成等）において使用しなければならないものとする。
 - ⑤ 入札後、契約日の前日までに共同体等を構成することができなくなった場合は、落札候補者となった場合であっても契約を辞退しなければならないものとする。

2 入札参加希望者に求める要件及び業務実績

(1) 入札参加希望者は、次のいずれかの要件を満たすこと

- ① 広島県内の自治体が発注した業務で本業務と同等以上の業務の受注実績を有すること。
- ② 広島県外の自治体が発注した業務で本業務と同等以上の業務の受注実績を有するもので広島県内に本店又は支店を有するもの。

※ 同等以上の業務について

①及び②での「同等以上の業務」とは、直近3年以内に受注した業務が本業務にて定める水準以上の業務内容であって、かつ、当該受注業務の開始年度における寄附金額がその前年度の寄附金額と比較して、1.25倍以上となっているものとする。

(2) 共同体等の場合

(1)に関わらず構成員のうち、本業務と同等業務の受注実績を有するもの及び広島県内に本店又は支店を有するものをそれぞれ1以上含むこと。